

特記仕様書

土 木
設計業務

設計名称

大熊IC周辺地区基盤整備基本設計他業務

令和8年8月

独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部
福島復興支援部 大熊復興支援事務所

特記仕様書

第1章 総則

1-1 適用

本特記仕様書は、『大熊 I C 周辺地区基盤整備基本設計他業務』（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様（平成 28 年 7 月版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

共通仕様書は閲覧に供する。

1-2 設計対象範囲

設計範囲は、別図に示す範囲とする。

設計範囲：福島県双葉郡大熊町大字野上地内

1-3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 9 年 12 月 10 日

1-4 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、説明書に示す条件を満たすものとする。なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

1-5 照査技術者

共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、上記 1-4 に示す条件を満たす者とする。

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書 1.1.8 の 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

1-6 打合せ等

打合せは、共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項 目	回数
(1) 業務着手時	1
(2) 中間時	4
(3) 業務完了時	1

1－7 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は1回を想定している。

1－8 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書1.1.12の2項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

1－9 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、共通仕様書1.2.2に基づき設計業務等対象敷地及び周辺の現地踏査を行い、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

1－10 下請負等

1) 本業務請負契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書1.1.28の第1項に示すとおりとする。

2) 本業務請負契約書第8条第3項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書1.1.28の第2項に示すとおりとする。

3) 受注者は、本業務請負契約書第8条第3項の規定により業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

1－11 設計業務の成果

本業務の成果品は、共通仕様書1.2.11及び下表によるものとする。

提出する電子データは、Microsoft 社製 Windows 11 環境において支障なく利用できる形式とすること。ワープロソフトは Microsoft 社製 Word、表計算ソフトは Microsoft 社製 Excel、CAD ソフトは Autodesk 社製 AutoCAD 2025 と完全に互換性のある形式とし、電子記録媒体に記録して提出すること。なお、CAD データについては、印刷用設計ファイルを併せて提出すること。ただし、受注者が同等以上の性能を有するソフトウェアの使用を希望する場合は、事前に調査職員と協議すること。また、提出に当たっては、納入前に最新の定義ファイルに更新されたウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを実施し、ウイルスに感染していないことを確認すること。併せて、当該確認結果を電子記録媒体に印字または貼付して提出すること。報告書の作成および取りまとめ方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定すること。

項 目	サイズ	成果品数		
(1) 基本設計図面	A 3 版	製本	2 部	原図一式
(2) 報告書等	A 4 版	製本	2 部	原稿一式
(3) 業務成果概要書	A 4 版	製本	2 部	一式
(4) 打合せ記録簿	A 4 版	製本	2 部	一式
(5) 上記 1 ～ 4 の電子データ		CD-R 又は DVD-R	2 部	一式
(6) その他調査職員の指示した報告書等				一式

(2) 電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

- ・都市整備部門の土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成 1 6 年 7 月）
- ・都市整備部門のCAD による土木工事図面作成要領（案）（平成 1 6 年 7 月）

1－1 2 個人情報の取扱いについて

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については共通仕様書 1.1.31 によるものとする。

また、「個人情報等の保護に関する特約条項第 1 条」に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- (1) 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- (2) 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- (3) 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- (4) 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

1－1 3 秘密の保持

本業務受注者は本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可なく他に公表や貸与してはならない。ただし、業務を他者に引き継ぐ場合は、本業務で知り得た成果を発注者の許可を得て引き継ぐこととする。また、業務完了後も発注者からの確認に応じることとする。

第2章 設計等業務

2－1 業務目的

本業務は、大熊 I C 周辺地区において大熊町が計画している道の駅の事業（以下「事業」という。）の事業化検討における基盤整備に係る流末水路調査、基本設計及び関係機関協議資料の作成を行うものである。

2-2 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

(1) 関係法令等

都市計画法
建築基準法
道路法
道路交通法
道路構造令
下水道法
河川法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
土壌汚染対策法
宅地造成及び特定盛土等規制法
国等による環境物品の調達の推進に関する法律
大熊町下水道条例
大熊町第三次復興計画（令和5年12月）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
その他関係法令

(2) 技術基準等

福島県開発許可制度の手引き
福島県土木設計マニュアル
福島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引
都市再生機構 土木工事標準設計図集(令和4年)
都市再生機構 造園施設標準設計図集(令和5年)
都市再生機構 植栽基盤整備ハンドブック(平成29年4月)
都市再生機構 土地区画整理事業等における土壌汚染対応に関するガイドライン[改訂版]（平成22年6月）
都市再生機構 環境物品等の調達の推進を図るための方針(令和5年度版)
都市再生機構 宅地造成工事防災図集（平成14.3月）
都市再生機構 基盤整備工事共通仕様書・施工関連基準（令和6年）
都市再生機構 宅地造成等技術必携（調査・設計編）（令和3年）
都市再生機構 土木工事施工条件明示の手引き（案）(H7.9月)
都市再生機構 発注・設計照査チェックシート(在京支社版2010年9月)
日本道路協会 道路土工-盛土工指針(平成22年4月版)
日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年8月版)
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月版)
日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年度版)

日本道路協会 舗装設計便覧(平成 18 年度版)
日本道路協会 舗装施工便覧(平成 18 年度版)
国土技術研究センター 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
その他関係技術基準等

また、基準においては最新版の確認を行い、使用するものとする。

2-4 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

西20号線外大熊 I C 周辺整備測量業務委託（大熊町、令和 7 年 3 月）
令和 5 年度 大熊 I C 周辺整備基本計画策定業務委託（大熊町、令和 6 年 9 月）
大熊 I C 周辺地区地質調査業務（都市再生機構、令和 9 年 3 月予定）※履行中
その他発注者が認める技術関係資料等

※なお、上記技術関係資料は契約締結後に貸与する。

2-5 業務内容（作業項目・数量は別表を参照）

（1）流末水路調査

①現地踏査

業務対象範囲から流末河川である熊川合流部までの流路を現地踏査し、河川流域を確認するほか、断面・勾配が変化する地点を調査地点として選定する。

②実測

①で選定した調査地点において、比流量計算に必要な通水断面積、潤辺長、河床勾配（上流・下流の地盤高を測定）、粗度係数（管路等の素材を特定）を測定する。

③図化及びデータ整理

①、②の結果を図・表としてとりまとめ、調査地点ごとに比流量を算定する。

※流量増協議用資料を念頭にまとめること

（2）基盤整備に係る基本設計

①整地設計

実施済みの測量業務及び別途実施する地質調査業務の結果を踏まえて整地設計を行う。

②道路設計

道路設計を行うものとする。

設計に当たっては、バリアフリー、地区周辺部既設道路との取り付け、既存道路占用施設を踏まえて検討を行う。

③下水道設計

地区外からの雨水及び污水排水の状況を踏まえ、業務対象範囲における雨水・污水の処理方針の検討および設計を行う。

④調節池設計

（1）及び③の検討を踏まえ、下記の作業を実施する。

- ・現地踏査

現地状況を把握するための現地踏査を行う。

- ・設計計画

設計条件の整理、許容放流量及び必要調整容量の算定を行う。

- ・調節池設計

必要となる調節池の規模・配置・形式等の検討及び設計を行う。

- ・図面作成

設計内容を踏まえ、図面を作成する。

⑤上水道設計

- ・現況把握、上位計画及び前提条件（計画給水人口、計画給水量）を整理する。

- ・別途行う施設配置計画を踏まえ、将来の上水道の整備方針、設計条件、管網計算、配水本管の新設・施設への配水及び消防水利上必要となる管路等の設計を行う。

（３）軟弱地盤検討

別途実施する地質調査業務の結果を踏まえて軟弱地盤の検討を行う。

①解析計画

軟弱地盤解析を実施するための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成等を行う。

②現地踏査

現地状況を把握するための現地踏査を行う。

③現況軟弱地盤の解析（地盤の圧密沈下に係る検討）

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対する沈下時間を算定する。

④検討対策工法の選定

当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工を抽出し、各工法の特性・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を１つ又は複数選定する。

⑤対策後地盤解析

選定された対策工について、現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、軟弱地盤の解析のうち必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行う。

⑥最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定する。

(4) 事業スケジュール作成

事業全体のスケジュール（基盤整備に係る実施設計及び工事の工程案含む）の作成を行う。

(5) 概算事業費算定

事業に関する概算数量計算書の作成及び設計・工事等の概算事業費の算出を行う。

※整地・道路設計は基本設計の作業内容に含まれている

(6) 関係機関協議資料作成

①都市計画法に基づく開発行為に係る図書及び協議用資料の作成（流量増協議、盛土規制法協議含む）

※なお、流量増協議資料は別途発注者と協議のうえ、令和9年2月を目途に作成するものとする。

②復興整備協議会に係る図書及び関連資料の作成

①で作成した資料を活用し、復興整備協議会に係る図書及び関連資料を作成する。

(7) 関係機関打合せ協議

①流量増協議（2回程度）

②盛土規制法協議（2回程度）

※打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

※電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

第3章 その他

3-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

3-2 業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書1.1.16に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

3-3 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

3－4 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

3－5 提出書類仕様

受注者は、仕様書1.2.12に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

3－6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書1.1.36に基づき適切な対応を図るものとする。

3－7 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

3－8 ウィークリースタンスの実施について

業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、ウィークリースタンス実施要領（別紙）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

3－9 直接人件費算定の目安

技術者の直接人件費算定の目安となる業務量は、標準的な技術者（※）に換算すると概ね416人・日程度

※標準的な技術者は、業務の中心を担う職階として、仕様書に示した内容に対し、上司等の指導の下、経験を踏まえ主体的に一般的な業務を実施できる職階相当を想定。

(別表) 作業内容表

項目	作業内容	単位	数量	備考
流末水路 調査	・ 現地踏査	km	3.0	
	・ 実測			
	・ 図化及びデータ整理	式	1	
整地設計	・ 条件整理及び資料収集等 ・ 配置基本設計の再検討 ・ 設計諸元の整理 ・ 整地平面図，断面図 ・ 切盛土量検討書 ・ 運土計画検討図 ・ 防災計画図 ・ 主要構造物詳細図 ・ 設計説明書，報告書 ・ 土量概算 ・ 踏込み沈下の検討等 ・ 法面の検討等 ・ 概算工事費算定表 ・ 照査	h a	5.8	
道路設計	・ 設計計画 ・ 現地踏査 ・ 縦断設計 ・ 用排水設計 ・ 設計図及び関係機関との協議資料作成 ・ 概算工事費算出 ・ 照査 ・ 報告書作成	km	0.23	
下水道設計	・ 現地踏査 ・ 設計計画 ・ 流量断面計算 ・ 図面作成 ・ 照査 ・ 報告書作成	h a	5.8	
調節池設計	・ 現地踏査 ・ 設計計画 ・ 調節池設計 ・ 図面作成 ・ 照査	箇所	1	

項目	作業内容	単位	数量	備考
上水道設計	・設計・計画 ・照査 ・報告書作成	km	0.4	
軟弱地盤検討	・解析計画	業務	1	
	・現地踏査	業務	1	
	・現況軟弱地盤の解析	断面	1	
	・検討対策工法の選定	業務	1	
	・対策後地盤解析	断面	1	
	・最適工法の決定	業務	1	
	・照査	業務	1	
事業スケジュール作成	・事業全体のスケジュール作成	式	1	
概算事業費算定	・概算数量計算書作成 ・概算事業費算出	式	1	
関係機関協議資料作成	・開発行為に係る図書及び資料作成（流量増協議、盛土規制法協議含む） ・復興整備協議会に係る図書及び関連資料作成	式	1	
関係機関打合せ協議	・流量増協議 ・盛土規制法協議	回	2	

■位置図



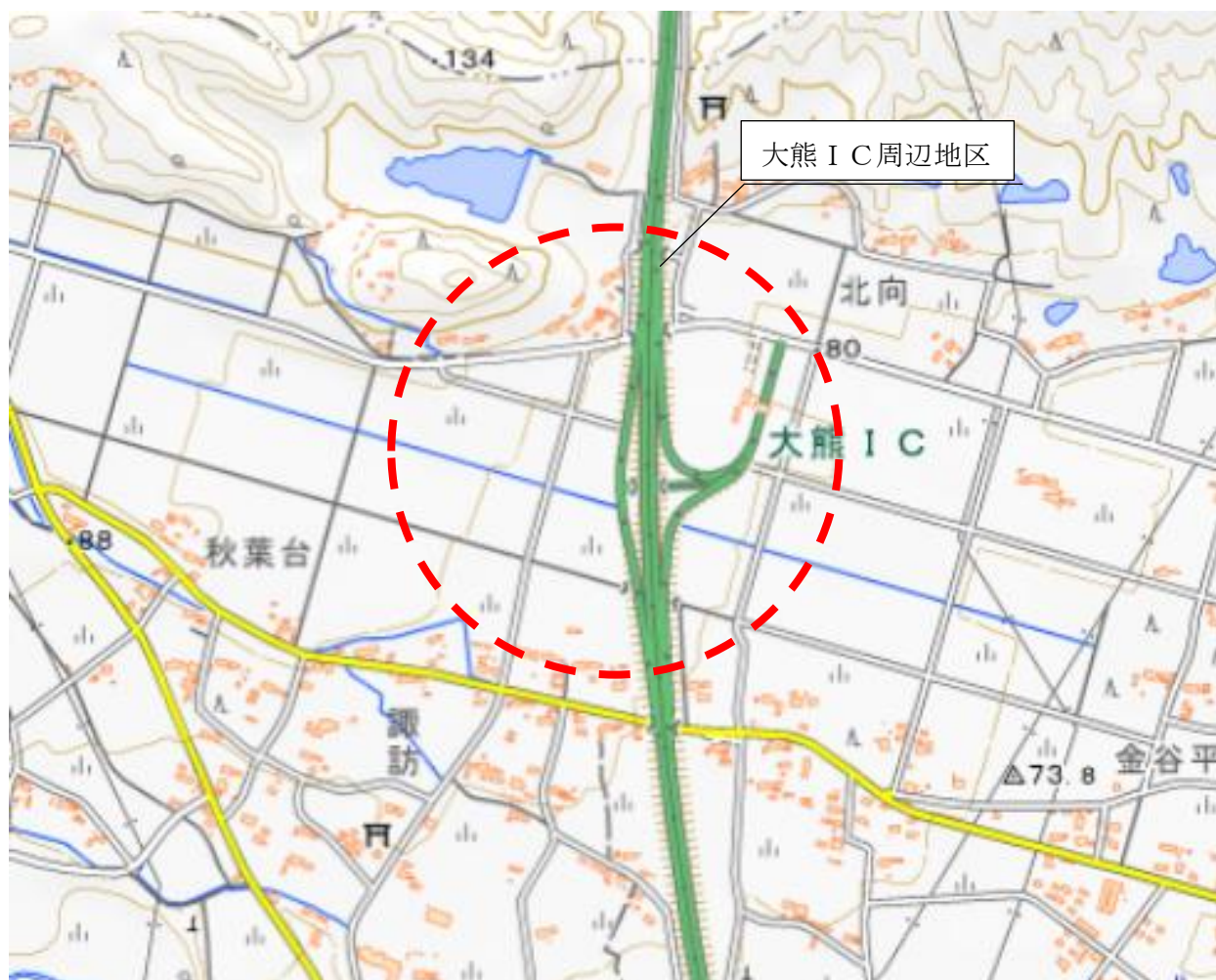
© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

■業務範囲図

○ : 大熊 I C 周辺地区 (約5.8ha)



測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 8 JHs 138

ウィークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

（１）業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（１週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。

- ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
- ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
- ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
- ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。

（２）業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。

（３）（１）によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。

（４）緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

（１）初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。

（２）受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

（３）成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上